

令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(窓口相談・セミナー等による支援)

総合評価基準書

社

署名:

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須		
		S	A	B	C			
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100						
共通 支援の目的・妥当性	・事業目的(中小企業・小規模事業者に対する相談支援)に即した企画が提案されているか。 ・仕様書の内容(働き方改革推進支援センターの開設・専門家による個別相談対応等)が漏れなく提案されているか。	10	—	—	0	○		
働き方改革推進支援センターの開設	・センターの所在地、相談スペース、開所日時は、相談者が利用しやすい場所で、他の相談支援機関と同じ場所などの創意工夫が提案されているか。 ・専門家派遣事業により、センター内に配置するコーディネーターと円滑な連携ができる体制を整えているか。	20	12	6	0	○		
働き方改革推進支援センターの周知・利用促進	・センターの利用を訴求する上で、効果的な周知・手法が提案されているか。	15	8	4	0			
アウトリーチ型支援への申込み件数達成に向けた取組の実施	・仕様書で定める「アウトリーチ型支援への申込み件数」の達成に向けて、件数増加に向けた取組内容や効果的な手法が具体的に提案されているか。	20	12	6	0			
セミナーの開催及び個別相談会の実施	・仕様書で定める基礎的な構成が網羅され、セミナー及び個別相談会の実施に必要な商工会議所・商工会・中央会等との効果的な協力体制が既に構築されているか、ない場合は、構築に向けた効果的な取組が具体的に提案されているか。 ・目標回数以上の開催が達成されるための有効な手段を提案しているか。	20	12	6	0			
プッシュ型開拓	・商工団体等に対するプッシュ型開拓を実施することにより、本事業による相談支援件数や相談支援の効果が向上する提案がなされているか。	15	8	4	0			
2. 事業実施主体の適格性		100						
実施体制の適格性	・体制について、事業の実施が可能な人員・稼働日数等が確保されているか。	20	12	6	0	○		
	・仕様書で定める有資格・労働法制の知識を有する専門家及びセンター長が確実に確保されているか。(委嘱する専門家を提示すること。)	15	8	4	0	○		
関係機関とのネットワーク	・商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを○○都道府県内において有しているか。	20	12	6	0			
実績	・当該事業と同様の中小企業等に対する支援実績は○○都道府県内において、どの程度のものか。	15	8	4	0			
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるばし認定企業) ・1段階目(※1) 10点 ・2段階目(※1) 16点 ・3段階目 20点 ・行動計画(※2) 4点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(旧基準) 10点 ・くるみん(新基準) 14点 ・プラチナくるみん 18点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 18点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)	20	18	16	14	10	4	0
経理処理能力の適格性	・事業を行う上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計を適切に管理するための体制を整えているか。	10	5	3	0			

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200

(注)必須項目については、C判定(0点)が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。